



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月15日火曜日 第1711号

◇ 目 次 ◇ 告 示

町の新設（松山市）.....	1161
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（3件）.....	1164
土地改良区役員の就任の届出.....	1165
土地改良区役員の就退任の届出.....	1165
道路の区域変更（県道直瀬洪草線）.....	1165
道路の供用開始（ " " ）.....	1165
道路の供用開始（一般国道440号）.....	1166
道路の供用開始（県道宇和野村線）.....	1166

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	1166
---------------	------

告 示

○愛媛県告示第2006号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成18年1月30日から効力を生ずる。

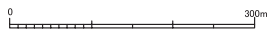
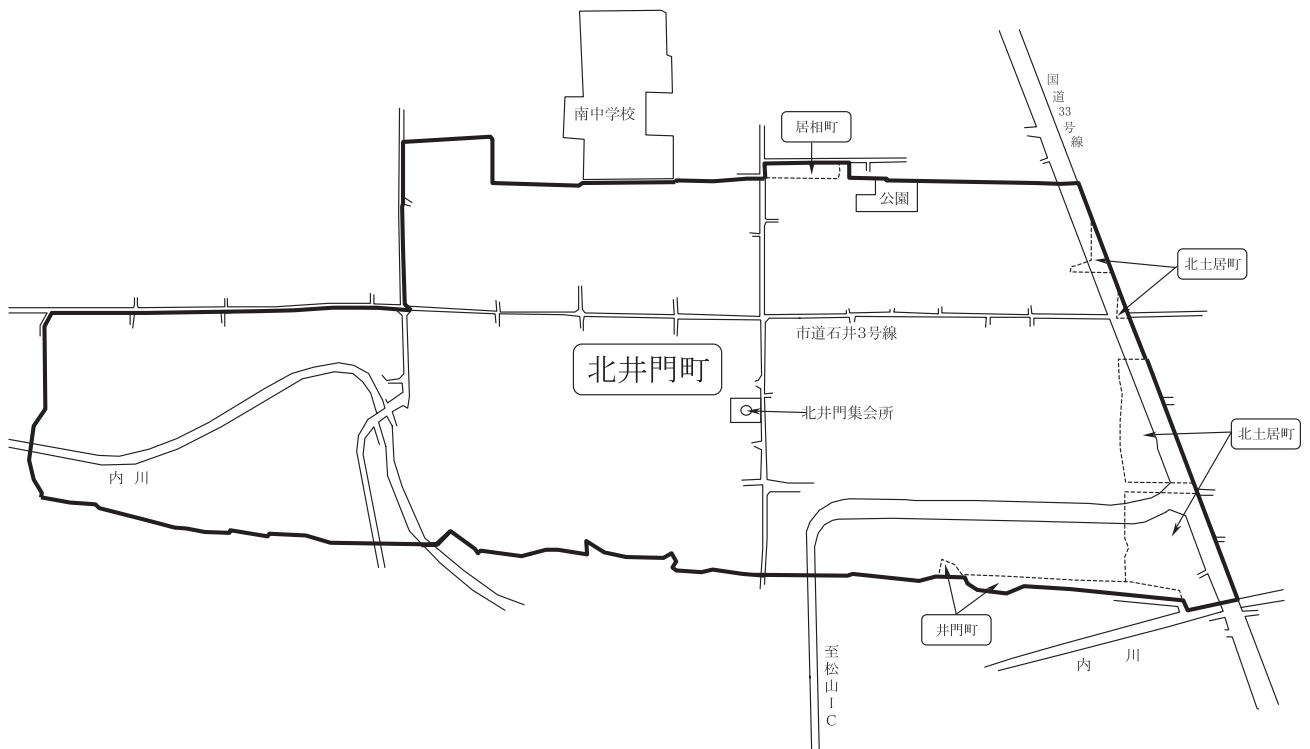
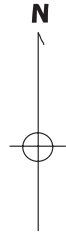
平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。

別図 1

実施区域及び現町界町名図



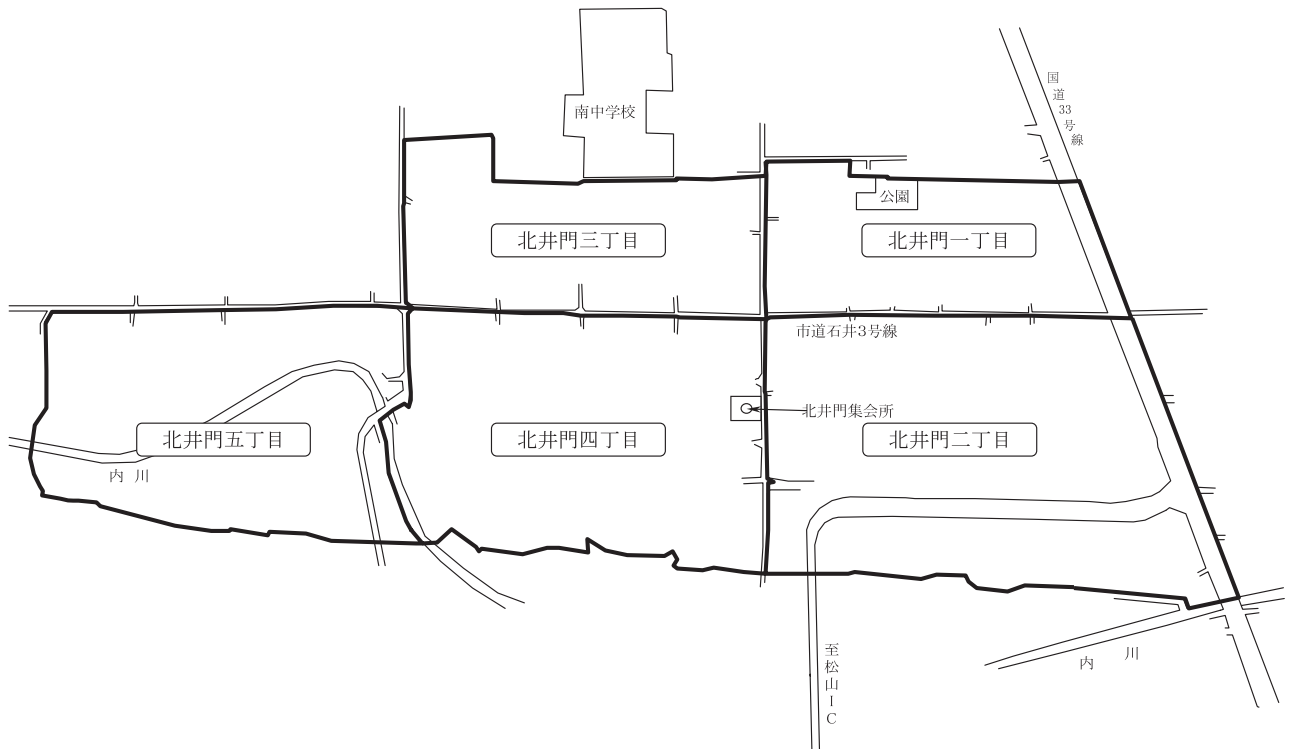
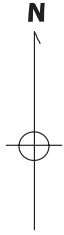
凡 例	
— (thick solid line)	実施区域線
- - - (dashed line)	現町界線

別図 2

新町界町名図

(新町界は、別表のとおり)

町界は、南北線は東側の側線
東西線は南側の側線



別 表

新町の名称	新 町 の 区 域
北井門一丁目	市道石井3号線の南側線、市道石井43号線の東側線、居相3の2の北側筆界線、居相3の3の北側筆界線、居相3の19の北側筆界線、居相3の15の北側筆界線、居相3の6の北側筆界線、居相2の9の北側筆界線、居相2の10の北側筆界線、居相2の12の北側筆界線、居相2の1の北側筆界線、居相1の1の北側筆界線、北井門99の北側筆界線、北井門99に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の東側線、北井門95、96の1及び96の2に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の北側線、北井門94の1、94の3、94の4及び95に隣接する水路である国有地の北側線、北井門90の1から90の6まで、92の1、92の4、92の7、92の8及び92の10に隣接する水路である国有地の北側線、北井門9の7の北側筆界線、北井門9の1の北側筆界線、北井門9の2の北側筆界線、北井門8の2の北側筆界線並びに国道33号線の東側線で囲まれた区域
北井門二丁目	北土居408の4及び413の2に隣接する道路である国有地の南側線、北土居408の4に隣接する道路である国有地の西側線、北土居419の1及び井門582に隣接する道路である国有地の南側線、井門583の2に隣接する道路である国有地の南側線、井門584の1、585の1、585の2及び586の1に隣接する道路である国有地の南側線、井門587及び1542に隣接する道路である国有地の南側線、井門587に隣接する道路である国有地の西側線、井門588、北井門186、188の1及び188の3に隣接する道路である国有地の南側線、北井門188の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、北井門189の1、189の2、189の4及び189の5に隣接する道路である国有地の南側線、北井門196の1及び196の3に隣接する道路である国有地の南側線、市道石井43号線の東側線、市道石井3号線の南側線並びに国道33号線の東側線で囲まれた区域
北井門三丁目	市道石井3号線の南側線、市道石井82号線の東側線、北井門497の3の北側筆界線、北井門497の4の北側筆界線、北井門496の5の北側筆界線、北井門496の4の北側筆界線、北井門495の2の北側筆界線、北井門495の6の北側筆界線、北井門494の15の北側筆界線、北井門494の4の北側筆界線、北井門494の16の北側筆界線、北井門493の北側筆界線、北井門493に隣接する水路である国有地の東側線、北井門411の1、411の3及び411の4に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の北側線、北井門408の1、408の2、409及び410の3に隣接する道路である国有地の北側線、北井門407の1の北側筆界線、北井門406の9の北側筆界線、北井門406の8の北側筆界線、北井門406の7の北側筆界線、北井門406の6の北側筆界線、北井門406の5の北側筆界線、北井門406の4の北側筆界線、北井門406の3の北側筆界線、北井門406の2の北側筆界線、北井門275の2の西側筆界線、北井門275の2の北側筆界線、北井門275の3の北側筆界線、北井門275の4の北側筆界線、北井門275の5の北側筆界線、北井門275の6の北側筆界線、北井門274の2の北側筆界線、北井門274の4の北側筆界線、北井門274の3の北側筆界線、北井門274の5の北側筆界線、北井門274の1の北側筆界線並びに市道石井43号線の東側線で囲まれた区域
北井門四丁目	北井門347の2及び349の1に隣接する道路である国有地の南側線、北井門349の3の南側筆界線、北井門349の3の西側筆界線、北井門350の1に隣接する道路である国有地の西側線、北井門351及び353の1から353の3までに隣接する道路である国有地の南側線、北井門441に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、北井門441及び442に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、北井門443及び445に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、北井門446に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、北井門449に隣接する道路である国有地の南側線、北井門449及び450に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、北井門454の南側筆界線、内川の西側線、市道石井338号線の南側線、市道石井338号線の東側線、市道石井3号線の南側線並びに市道石井43号線の東側線で囲まれた区域
北井門五丁目	北井門547の南側筆界線、北井門549の5に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、北井門549の1及び549の2に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、北井門551に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、北井門584及び587に隣接する道路である国有地の南側線、北井門588及び592の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、北井門593の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、北井門594に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、北井門595+596の南側筆界線、内川に隣接する道路である国有地の南側線、北井門540の4の西側筆界線、北井門540の2の西側筆界線、北井門540の2、540の6及び540の9に隣接する道路等である国有地の西側線、北井門523の3の西側筆界線、北井門523の12の西側筆界線、北井門523の2の西側筆界線、北井門522の2の西側筆界線、北井門521の1の西側筆界線、市道石井3号線の南側線、市道石井82号線の東側線、市道石井338号線の東側線、市道石井338号線の南側線並びに内川の西側線で囲まれた区域

○愛媛県告示第2007号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変更前	変更後	
38000300141112	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	二宮真佐美	児童居宅介護	介護サービス野の花有限公司	宇和島市柿原甲41-1第2コーポあべ103号室	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	平成17年8月1日

○愛媛県告示第2008号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変更前	変更後	
38000100151113	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	二宮真佐美	身体障害者居宅介護	介護サービス野の花有限公司	宇和島市柿原甲41-1第2コーポあべ103号室	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	平成17年8月1日

○愛媛県告示第2009号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地 変 更 前	変 更 後	
38000200173116	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	二 宮 真 佐 美	知的障害者居宅介護	介護サービス野の花有限公司	宇和島市柿原甲41-1第2コーポあべ103号室	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	平成17年8月1日

○愛媛県告示第2010号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	横 山 剛	松山市浅海本谷甲388番地

"	真 田 振 峠	西条市今在家76番地
"	汐 崎 宗 義	西条市今在家313番地
"	渡 邊 繁 男	西条市広江2番地
"	山 内 辰 男	西条市石田227番地
"	合 田 守 男	西条市広江50番地
監 事	日 野 進	西条市今在家166番地
"	丹 下 光 盛	西条市広江289番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	篠 原 定 夫	西条市今在家68番地
"	塩 崎 唯 七	西条市今在家281番地
"	近 藤 信 也	西条市今在家206番地2
"	丹 下 勲	西条市広江274番地
"	久 米 真 喜 夫	西条市石田216番地
"	渡 邊 隆 雄	西条市広江54番地2
監 事	真 田 長 太 郎	西条市今在家81番地
"	久 米 泰	西条市広江291番地

○愛媛県告示第2011号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 富 貴 雄	西条市今在家274番地

○愛媛県告示第2012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙2144番2から 同町直瀬乙2136番3まで	旧	メートル 4.5～20.0	キロメートル 0.525	
			新	12.0～32.0	0.520	

○愛媛県告示第2013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙2137番 5 から 同町直瀬乙2136番 3 まで	平成17年11月15日

○愛媛県告示第2014号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13314番 3 から 同字13304番 4 まで	平成17年11月15日

○愛媛県告示第2015号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成17年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	西予市野村町栗木298番 3 から 同町栗木626番 2 まで	平成17年11月15日

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

10月31日

愛媛県技術吏員 坪 田 信 三
 同 白 石 聡 子

願により本職を免ずる（各通）